

甲賀市第3次障がい者基本計画（中間見直し）・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）にかかるパブリック・コメントの実施について

市では、障がいのある人もない人も人格と個性を尊重しあいながらともに支えあい、住み慣れたまちで安心して暮らせるまちづくりをめざすため、また、障害福祉サービスの提供を円滑に実施するため、「甲賀市第3次障がい者基本計画（中間見直し）・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」の策定を進めています。

については、「甲賀市第3次障がい者基本計画（中間見直し）・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」について市民の皆様にご意見を公表し、広く意見を募集します。

1. 周知方法

市広報紙（令和6年1月1日号）、市ホームページ、あいコムこうか光テレビデーター放送

2. 意見募集期間

令和6年1月1日（月）から1月30日（火）までの30日間

3. 公表の方法

甲賀市ホームページ、市健康福祉部（1階）での閲覧、旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一および信楽地域市民センター各窓口での閲覧。
なお、健康福祉部および各地域市民センターでの閲覧時間は、開庁日である平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

4. 意見を提出できる方

市内に在住・在勤・在学の方、市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体

5. 意見の提出方法

意見書に氏名、住所、電話番号、意見のあるページ番号を明記のうえ、直接提出いただくか、郵送、ファクス、電子メールで提出してください。
（意見書の様式は、ホームページに掲載しております。）

6. 意見書の回答について（公表）

提出いただいたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、回答と併せてホームページで公表いたします。
なお、ご意見を提出された方への個別の回答はいたしません。

7. 問い合わせ・提出先

甲賀市 健康福祉部 障がい福祉課
〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
電話：0748-69-2161 FAX：0748-63-4085
Eメール：koka10253800@city.koka.lg.jp

パブリック・コメント手続による意見書

意見募集期間：令和6年1月1日（月）から1月30日（火）まで

| | |
|------------------------------------|---|
| 氏名 | <p style="text-align: center;">※匿名による意見等の提出は、<u>受付が出来ません</u>のでご了承ください。</p> |
| 住所 | 〒 ー |
| 電話番号 | |
| 区分 ※該当するものの記号を○で囲んでください。 | ア. 市内に住所を有する者 イ. 市外在住で市内の事務所または事業所に勤務する者 (勤務先の名称) ウ. 市内に事業所または事業所を有する個人および法人その他の団体 エ. 市内の学校等に在学する者 (学校等の名称) オ. 市に対して納税義務を有する者 |
| 政策案等の名称 | 甲賀市第3次障がい者基本計画（中間見直し）・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案） |
| 意見・提言等 | <p>※意見のあるページ番号を記入してください。また、書ききれないときは別紙を添付してください。</p> |

※ファックスの場合は、このままFAX0748-63-4085（障がい福祉課）へ送信してください。

※直接提出される場合は、市役所健康福祉部障がい福祉課（市役所1階）、旧支所である地域市民センターに提出してください。

今後のスケジュールについて

令和5年11月21日 第4回甲賀市障害者施策推進協議会
(パブリック・コメントの実施について)

令和6年 1月 1日 パブリック・コメント開始
広報こうかへパブリック・コメントの実施についての記事掲載
○市全体で9件 うち健康福祉部4件
《障がい福祉課》
・甲賀市第3次障がい者基本計画(中間見直し)・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)

《長寿福祉課》
・甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画(案)

《すこやか支援課》
・第2次甲賀市自殺対策計画(案)

《信楽中央病院(医療政策室)》
・甲賀市立信楽中央病院経営強化プラン(案)

令和6年 1月30日 パブリック・コメント終了

令和6年 2月 第5回甲賀市障害者施策推進協議会
(パブリック・コメントの結果について)

令和6年 4月 ホームページで公表
製本および概要版の配布